

学 位 論 文 要 旨

氏 名 津 田 博

題 目 地租改正事業と郡長—『母里村難恢復史略』を中心として—

明治新政府は、国家目標とした「万国対峙」を実現するために、「富国強兵」「殖産興業」を掲げた。しかし、その財源は極端に不足していた。当時は農業が産業の中心であり、財源は農業に求める他はなかった。国家財政の財源の安定化と課税権の中央集権化を目指して実施されたのが地租改正であり、その具体的活動が地租改正事業であった。明治6（1873）年7月28日の地租改正法令群の発布により開始された。明治8（1875）年3月24日の太政官達第38号により地租改正事務局が設置され、全国にわたる地租改正事業が開始された。

本研究の目的は、地租改正という制度自体を対象とするものではない。社会構造の転換点において個人がどのように対応していったかという点に着目する。明治初年という近世から近代への激変期を、国家・社会を構成している郡長と農民（地主）の側から検討するものである。

地租改正が機能していく過程とは、農民（地主）レベルの近代化の受容であるといえる。このような近代化に起因する制度改革あるいは制度の創設は、当然に郡長と農民（地主）の側に困惑を生じさせ、葛藤と紛争が生じた。ただ、葛藤と紛争は、必ずしも一般化できるものではない。それぞれの地域の特性に依存する面が多いため、それら地域性の考察が欠かせない。

そこで、本研究では、特定の地域である兵庫県加古郡印南新村外5ヶ村を対象とし、北条郡長という特定人の著わした史料である『母里村難恢復史略』（以下、『史略と略称』）から、地租改正事業によって印南新村外5ヶ村に生じた「村難」という葛藤と紛争を検討することにした。『史略』には、県令や農民（地主）とのやりとりや紛争の状況が、郡長の視点から詳細に記されている。この点で、『史略』は、地租改正を機能させていく過程を検討する最適な史料である。

本研究では、『史略』を基に地租改正の実態を検討する。なぜなら、このような地域的な検討の集積があって、はじめて地租改正が機能していく過程が明らかになると考えるからである。その解明に不可欠な要因は、各郡における地租の徴収・収納の責任者として郡区町村編制法により設置された郡長の具体像である。県令と地主層との間に位置する郡長が、地租改正事業を実効あるものとするため、どのように関わり、どのような活動を行ったのかという実態は、明らかにされていない。

本研究では、地租改正事業の実態を、郡長の視点から分析した。北条郡長は、当初、郡長としての任務として地主達に対して貢租の上納を命じた。ゆえに郡長は、戸長達から恨まれる存在であった。しかし、郡長は、地主を含めた農民達の窮状を見聞するにつけ、農民達に対する県官吏の高圧的な対応に憤慨し、県令に対しても「具申と諫言」を繰り返すなど、次第に農民の側に立つ郡長へと変貌していった。さらに村の窮状を救うため、私財を投じて葡萄園事業による村の再生に尽力したのであった。

一般的な郡長像は、大津美津子のいう「郡長は警察と並んで民衆からもっとも憎まれた」といわれており、町村住民にとっては国家権力の象徴的存在（書名を入れる）として君臨し、権力の末端として、蛇蝎のごとく嫌われた権力的郡長像であったと。しかし、北条郡長は、大津がいう郡長像とは異なった側面を表していることを示した。また、印南新村外5ヶ村の戸長達と県側の租税課長の対抗関係を描写し、明治初年の県官吏の縄張り意識などを描出した。さらに、北条郡長が県行政組織末端の地方官吏でありながら、県令や県租税属の地租徴収の対応に抵抗する姿勢を示していく変遷の過程を明らかにした。

北条郡長の信念である「人民保護主義」の意味を、北条郡長の活動から考察した。北条郡長は、「地方村民救護」の実現へ向けて、戸長達や地主達を教導し、県令や県租税官吏に抗い、上諭を引き合いに出しながら「明治の仁政」を実現させようと自らの職を賭して、権力に抗い続け、地域に根ざし、郡民に寄り添った郡長であったといえる。